

福知山市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和4年11月8日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和4年度及び令和3年度補助金等

3 監査の実施期間

令和4年9月1日から令和4年9月20日まで

4 監査対象部等

市議会事務局、会計室、福祉保健部、消防

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

福祉保健部障害者福祉課（監査日 9月9日）

1 財産管理について

普通財産貸付使用料において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあった。